

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」に対する

「世界先住民族ネットワーク・AINU」からの提言

はじめに

私たちは、2008年7月1～4日、世界から26の先住民族の参加を得て、「先住民族サミット」アイヌモシリ2008を二風谷と札幌で開催し、その直後に開催されたG8北海道・洞爺湖サミットに対し、G8の歴史のなかで初めて先住民族からの声を届けることができました。4日間の熱心な討議のなかで、世界の先住民族が直面している問題には共通していることが多いこと、また2007年9月13日に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」の内容を実現していくことが、もっとも重要であることが合意されました。

私たちは、1500人が集まった7月4日の全体会において、別紙資料に示しましたように、G8首脳に向けた「二風谷宣言」と「日本政府への提言」をまとめ、提出いたしました。

「先住民族サミット」アイヌモシリ2008の実行委員会は解散し、新たに、「世界先住民族ネットワークAINU」として発足しましたので、「世界先住民族ネットワークAINU」として、有識者懇談会に、「先住民族サミット」アイヌモシリ2008でまとめられた日本政府への提言をふまえ、アイヌ民族権利回復の道筋について、提言をさせていただきますと存じます。

提言

1 優先的に行うべきことから

(1) 歴史認識と謝罪

アイヌ民族は現在その多くは北海道に居住しておりますが、かつて日本が蝦夷地と呼んだアイヌモシリを植民地化する以前までは本州、サハリン（旧樺太）、クリール諸島（旧千島）、カムチャツカなど、広大な地域で自由に生活していた先住民族であります。このことは考古学や文化人類学などで研究からも明らかな歴史的事実であり、国際的にも認知されている常識であります。しかし明治政府が北海道を一方的に日本の領土に組み入れて以来、歴代の政府はアイヌ民族を先住者として認めず一方的に日本の法律を押し付け伝統的な生活を破壊し、アイヌ民族を困窮に押しやり差別を助長してきたのです。日本政府は、この政治的社会的不正義を反省し公の場ではっきりと謝罪するべきであり

ます。もちろん、口先だけの謝罪では意味がありません。オーストラリアのラッド首相が、オーストラリア政府が、先住民族であるアボリジニに対して過去にとってきた政策を国会の演説において真摯に反省し、謝罪した例にならって、アイヌ民族の心に届く、国会などの公的な場において謝罪を行っていただくことを強く希望します。

そうすることが、アイヌ民族と対等な関係を築き歴史的不正義を正す、新たな出発の第一歩となるのではないのでしょうか。

(2) 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の速やかな具体化・実施

私たちは2007年9月13日に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を100パーセント活用し、その内容を速やかに具体化・実施するよう提言します。宣言にうたわれている先住民族の自己決定権、言語権、自然資源利用権などは、すべてアイヌ民族にあてはまるものであり、アイヌ民族が持っていたそれらの権利の回復を速やかに実施することが国際的に求められているといえます。また、宣言第43条は、「本宣言で述べられている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の範囲基準をなす」と述べています。したがって、宣言の一部だけを選んで具体化するのではなく、宣言に盛り込まれているすべての権利について実現するためのプランを立てることを求めます。たとえこれを100パーセント実施したとしても、それは出発点にすぎず、アイヌ民族の権利回復や生活保障、差別の根絶などのための最低限の保障がかなうに過ぎないということをよく認識していただきたいと存じます。

(3) 言語権・教育・歴史

アイヌが日本の先住民族であることを国会が決議し、政府がこれを認めたことは、日本という国家が多民族、多言語からなることを明確に認めたことを意味します。したがって、日本語とならんで、アイヌ語も公用語とするための準備をただちに始めなければなりません。まずアイヌ語を義務教育段階で学べるようにすること、またアイヌ民族がアイヌ文化を習得したいときは何歳であろうとも学習出来る機関を、国の責任において作ることを提言します。学習期間における生活の保障も必要です。教育制度については、アオテアロア（ニュージーランド）、台湾などの、海外の先進事例を参考にすべきです。

また日本の歴史教育では、アイヌ民族の視点にたった歴史記述が行われておらず、たとえば北海道の歴史区分においても「アイヌ」は12世紀以降にしか現れません。教科書などにおける歴史記述の視点やその内容、歴史区分についてもアイヌ民族の意見を十分に取り入れるべきです。

(4) 自然資源利用権・土地権

アイヌ民族が生業としていたサケ漁やクマ・シカなどの猟、伝統的生活の再現、およびその発展のため自然資源の取得は、日本の領土、領海において基本的に自由であることを保障するべきです。また、本来は、北海道は蝦夷（アイヌ）土地であり、その土地はすべてアイヌに属します。国有林、道有林、国立公園、道立公園、世界遺産地域、自衛隊演習場など居住者のいない公有地については、アイヌ民族への返還を行っていくべきです。チャシ、チノミシリなどの聖地については、特に配慮すべきです。

もし種々の事情で返還が叶わないのであるならば、政府の責任において代替案をアイヌ民族との協議において策定するべきです。

(5) 領土権・とくにクリール諸島（旧千島）について

政府はアイヌ民族をクリール諸島（旧千島）の主権者であると認め、ロシア政府との領土返還交渉の席にアイヌ民族を参加させるべきです。アイヌ民族が、この地域の主権者であって、日本政府もロシア政府も二次的な立場である事を認識するべきです。また現在行われているいわゆる「北方領土返還運動」は、アイヌ民族がこれらの地域の先住者であることを無視した間違った運動であることを、日本政府が認めることも求めます。

(6) 自己決定権

アイヌ民族は基本的に独自の文化、言語、信仰を持つ先住民族であり、その独自の文化、自分たちのあり方を決定する自由な権利を持つものです。したがって、アイヌ民族に対して自治権を認め、それらを実現するための自治政府を設立するための法的措置および財政措置をとることを求めます。ただし、これは日本国からの独立を意味するものではありません。

(7) 多民族・多文化国家の構築

日本の国は、はるか昔より多民族国家であり多文化が混在する豊かな国でした。政府は異なる文化や民族、個性を認め合う、多文化・多民族社会を構築することを明確にするべきです。そのために、国連が採択した国際人権関連条約を完全に批准するし（とくに人種差別の扇動を刑法上の犯罪として処罰する義務を定めた人種差別撤廃条約第4条(a)(b)の留保を撤回すること）を提言します。

2 権利回復に向けた常設審議機関の設置、およびロードマップ（実現に向けての道筋・日程）の明確化

1869年の開拓使の設置以来、140年にわたって奪われてきたアイヌ民族の権利回復は、容易なことではありません。実際にはさまざまな調整が必要であり、時間を要するものも少なくありません。これを検討し、政府に対して実施させていくには、内閣府に「アイヌ民族局」（仮称）を設置し、そこに常設の審議機関として「アイヌ民族の権利回復のための常設審議会」（仮称）を設置することが必要です。アイヌ民族の権利に関わる政策全ての意思決定は、この審議会で行われることとなります。

「有識者懇談会」は、アイヌ民族の問題を検討する審議会でありながら、アイヌ民族の代表はわずか1名入っただけでした。これこそ、まさに不平等なことであり、アイヌ民族と、そうでない人々との真の平等が実現していない、証拠でもあります。

昨年行われた「先住民族サミット」アイヌモシリ2008でも、世界の先住民族から、このような不平等に対しては非難と抗議の声があがったことを、「有識者懇談会」の委員におかれましては、強く認識していただきたいと存じます。

したがって、今後、設置される常設の審議機関は、アイヌ民族と日本政府が対等な立場で協議・交渉する場であり、そのメンバー構成にあたっては、先住民族の代表と非・先住民族の委員を少なくとも半数ずつにさせていただくことを要望いたします。また、非・先住民族の委員については、政府が一方的に選ぶのではなく、アイヌ民族との協議に基づいてアイヌ民族が推薦する複数名の委員を入れていただきたいと要望します。

すべてを遅滞なく、速やかに進めるためには、常設審議機関の設置までのロードマップ（道筋・日程）を具体的に答申すべきです。

まず、アイヌ民族の「代表機関」確立のための早急な予算化と実施が必要です。「先住民族の権利に関する国連宣言」の第18条・第19条では、先住民族の代表機関について以下のように述べています。

第18条「先住民族は、自らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に、自身の手続きに従い自ら選んだ代表を通じて参加し、先住民固有の意思決定制度を維持しかつ発展させる権利を有する」

第19条「国家は、先住民族に影響を及ぼしうる立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼/彼女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該の先住民族と誠実に協議し協力する」

アイヌ民族は、これまでの差別的な社会のもとで、自ら、そのような代表を選び、民族としての代表機関をもつ機会を奪われてきました。国連宣言の第18条にうたわれてい

るように、アイヌは、先住民族として、自らが望むやり方で自らの代表を選ぶ権利があり、先住民族固有の意思決定のあり方を維持し発展させる権利をもっています。したがって、アイヌ民族だけでなく、すべての先住民族は、その代表を選ぶにあたり、欧米諸国が採用してきた「選挙制度」や、「民主主義」をそのまま受け入れる必要もないし、それらを強制されることもないのです。1—(6)に述べたようなアイヌ民族による自治政府の設立に向けて、どのような手法にもとづき民族の代表を選ぶかは、アイヌ自身が、今後、時間をかけて検討し、みずからの意思で決定すべきことがらであります。しかし、いま、権利回復を速やかに進めるためには、政府と交渉を行う常設の審議委員会をできるかぎり速やかに設置すべきであり、そのための代表機関をつくるにあたっては、「民主主義的な選挙による手法」も、選択肢の1つとして十分に可能であると考えます。

本来、アイヌ民族がもっていた土地や資源があれば、これまでもアイヌ民族自らが、自分たちの代表を選ぶ選挙をすることもできたはずですが、しかし、経済的な基盤やアイヌとしての教育基盤すべてを和人に奪われてしまったアイヌ民族にとっては、公正な選挙を行うための資金も、それを準備、実施するだけの機会もつくることができなかつたのです。

日本で現在、行われている国政レベルの選挙を考えれば、選挙人名簿の作成、選挙管理委員会の設置、立候補者の届け出、選挙運動、投票、公正な集票、結果の公表など、選挙には多大な経費がかかります。そのために必要となるこれらの経費を国はまず準備し、遅滞なく、遅くとも2年以内に選挙が行われるよう、便宜を図るべきです。

たとえば、以下のようなステップで、選挙に向けた準備を行うことを提案します。

ステップ1：(2009年度中) 有識者懇談会の答申を受け、政府は内閣府にアイヌ民族局(仮称)を設置。

アイヌ民族局には、政府側の担当者だけでなく、アイヌ、および、アイヌ民族が推薦する有識者を加えるものとする。また将来的には、アイヌ民族からできる限り多くの人材を登用するものとする。

ステップ2：(2010年10月までに) 暫定的な選挙管理委員会の設置

アイヌ民族局は、北海道アイヌ協会、樺太アイヌ協会、首都圏のアイヌ団体、「世界先住民族ネットワーク A I N U」さらにその他のアイヌ団体などから数名ずつ候補者を募り、これに政府側、アイヌ側が推薦する専門家を加えて、暫定的な選挙委員会を設置する。

ステップ3：選挙人名簿の確定 (2010年10月—2011年9月)

暫定的な選挙管理委員会は、まず、「常設審議機関におけるアイヌ民族の代表を選挙によって選ぶべきか」を検討し、そこでのチャランケにもとづいて、選挙を行うことが決定されれば、選挙の方法と、選挙を実施するための選挙人名簿の作成作業を開始する。

すなわち、暫定的な選挙管理委員会のなかでの話し合いに基づき、アイヌ民族の代表を選ぶ選挙の投票資格者と、被選挙人資格者の確定を行う。アイヌ民族の主体的な判断のもとに、戸籍、血族関係、社会的合意などに基づき、これらを1年以内に確定する。

また、これはあくまでも第一回の選挙であり、投票資格者および被選挙人資格者の規定や、あらたな登録、承認に関しては、第1回目の選挙で選ばれた者によって構成されるアイヌ民族の代表者機関での引き続き検討・合意に任せるものとする。

アイヌ民族の代表者機関の委員の数や、報酬、任期、選挙区の選定、選挙区ごとの委員数など、選挙に必要なことがらについては、アイヌ民族局の助言を受けつつ、つねにアイヌ民族からの意見をできるだけ多く聞く機会を設けながら、暫定的な選挙管理委員会で決定するものとする。

ステップ4：選挙（2010年10月—2011年3月）

以上の選挙人名簿に基づき、第1回のアイヌ民族代表者機関の委員を選ぶ選挙をこの期間内に行う。

ステップ5：（2011年4月）

アイヌ民族代表機関の発足、および日本政府との協議機関として「アイヌ民族の権利回復のための常設審議会」（仮称）の発足。

これにより、遅くとも2011年度初めから、アイヌ民族の代表機関と、具体的な権利回復についての協議を常設の審議機関で開始すべきです。

いうまでもなく、それまでの期間においても、生活、教育、福祉さまざまな面で、一般の国民に比べ著しく不利な状況におかれているアイヌ民族に対する経済的・社会的援助が、おろそかになることがないよう、じゅうぶんに配慮すべきです。

また、これまでのアイヌ施策においては、予算の半分を国が、半分を道が支出するという体制がとられてきましたが、江戸幕府の消滅まで蝦夷地（アイヌ地）であったこの北海道を一方的に日本の領土に組み入れたのは国であり、すべての責任は国にあります。

したがって今後すべての施策・およびその実施のための予算化は、国の内閣府に「アイヌ民族局」（仮称）をおいて一本化し、すべてを国の責任において実施する体制をつくることを表明していただきたいと存じます。

終わりに

「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 の二風谷宣言にある言葉をここで引用した
と思います。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の履行は、先住民族のみならず他の人々
や地球にとっても、良いことである。先住民族が地球に、そして親族一人間だけでは
なく植物、動物、その他の全ての生き物に持続可能に配慮するやり方を続けられれば、こ
れは全体への恩恵となる。我々が民族の言語を話し、この多様な文化を持ち続けられた
なら、世界の文化遺産はより豊かになるであろう。我々の多様な経済的、文化的、精神
的、社会的、政治的システムが支配システムと共存できれば、我々の子供に、そして次
世代の子供に、さらに多様で希望に満ちた未来を残すことが可能である。

※以下、別紙として「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 の二風谷宣言と日本
政府への提言を添付させていただきます。

2009年4月21日

「世界先住民族ネットワーク・AINU」

代表 萱野志朗
事務局長 秋辺日出男